

狭山事件の第3次再審請求において 事実調べ（鑑定人尋問・鑑定）をおこなうことを求めます

狭山事件は1963年の事件発生から59年が経過しています。石川一雄さんは、32年もの獄中生活を強いられ、83歳になるいまも一貫して無実を訴えつづけ、東京高等裁判所に第3次再審請求を申し立てています。

第3次再審請求では、逮捕当日に石川さんが書いた上申書や警察での取調べの状況が録音されたテープなどが証拠開示されました。狭山事件再審弁護団は、開示された証拠資料などにもとづいて専門家による科学的な鑑定を提出してきました。脅迫状の筆跡は石川さんではないことを客観的、科学的に明らかにしたコンピュータによる筆跡鑑定、学校教育を受けられず非識字者であった当時の石川さんには脅迫状は書けなかったことを明らかにした識字能力の鑑定、蛍光X線分析によって、石川さんの家から発見された万年筆は被害者のものとはいえないことを科学的に明らかにした鑑定など、有罪判決の誤りと石川さんの無実を示す新たな鑑定が多数提出されています。

足利事件、布川事件、東電女性社員殺害事件、東住吉事件など、この10年あまりの間に再審無罪となった冤罪事件では、鑑定人尋問や裁判所による鑑定が実施され、無実の人を誤判から救済するカギとなりました。

狭山事件では半世紀以上も石川さんが無実を叫び、これまでも多くの新証拠が提出されてきたにもかかわらず、1974年の有罪判決以来47年以上もの間、一度も事実調べがおこなわれていません。これでは憲法で保障されている公正・公平な裁判とはいえません。

狭山事件再審弁護団は、東京高等裁判所第4刑事部に対して、有罪判決の重要な論点について、11人の鑑定人の証人尋問と有罪証拠とされた万年筆に関わる鑑定の実施を請求しました。

わたしたちは、「無辜の救済」という再審制度の理念、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の鉄則にもとづいて、東京高等裁判所が、弁護団が請求する鑑定人尋問や万年筆インクに関わる鑑定を実施するよう求めます。

名 前	住 所

【集約団体】

狭山事件の再審を求める市民の会(事務局長・鎌田慧)

〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1 TEL.03-6280-3360

狭山事件の第3次再審請求において 事実調べ（鑑定人尋問・鑑定）をおこなうことを求めます

狭山事件は1963年の事件発生から59年が経過しています。石川一雄さんは、32年もの獄中生活を強いられ、83歳になるいまも一貫して無実を訴えつづけ、東京高等裁判所に第3次再審請求を申し立てています。

第3次再審請求では、逮捕当日に石川さんが書いた上申書や警察での取調べの状況が録音されたテープなどが証拠開示されました。狭山事件再審弁護団は、開示された証拠資料などにもとづいて専門家による科学的な鑑定を提出してきました。脅迫状の筆跡は石川さんではないことを客観的、科学的に明らかにしたコンピュータによる筆跡鑑定、学校教育を受けられず非識字者であった当時の石川さんには脅迫状は書けなかったことを明らかにした識字能力の鑑定、蛍光X線分析によって、石川さんの家から発見された万年筆は被害者のものとはいえないことを科学的に明らかにした鑑定など、有罪判決の誤りと石川さんの無実を示す新たな鑑定が多数提出されています。

足利事件、布川事件、東電女性社員殺害事件、東住吉事件など、この10年あまりの間に再審無罪となった冤罪事件では、鑑定人尋問や裁判所による鑑定が実施され、無実の人を誤判から救済するカギとなりました。

狭山事件では半世紀以上も石川さんが無実を叫び、これまでも多くの新証拠が提出されてきたにもかかわらず、1974年の有罪判決以来47年以上もの間、一度も事実調べがおこなわれていません。これでは憲法で保障されている公正・公平な裁判とはいえません。

狭山事件再審弁護団は、東京高等裁判所第4刑事部に対して、有罪判決の重要な論点について、11人の鑑定人の証人尋問と有罪証拠とされた万年筆に関わる鑑定の実施を請求しました。

わたしたちは、「無辜の救済」という再審制度の理念、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の鉄則にもとづいて、東京高等裁判所が、弁護団が請求する鑑定人尋問や万年筆インクに関わる鑑定を実施するよう求めます。

団体名

代表者名

【集約団体】

狭山事件の再審を求める市民の会(事務局長・鎌田慧)

〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1 TEL.03-6280-3360